

老齢年金を受給される方へ

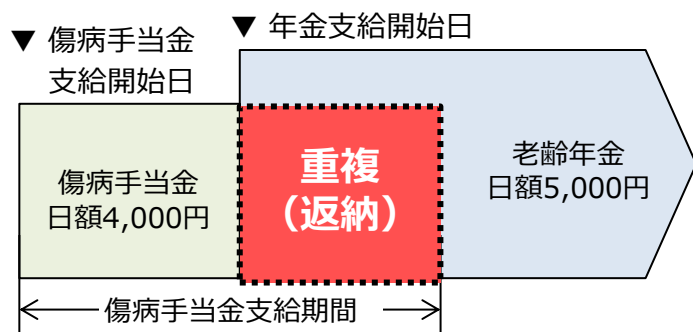
老齢年金の受給に伴う 傷病手当金の返納について

老齢年金等がさかのぼって支給され、退職後（資格喪失後）に受けた傷病手当金の期間と重複した場合は、すでに受給した傷病手当金の全額または一部を返納していただくことになります。

老齢年金の額が傷病手当金より高いとき

例) 老齢年金年額180万円（日額5,000円）、
傷病手当金（日額4,000円）の場合

⇒重複分について一日当たり4,000円を返納

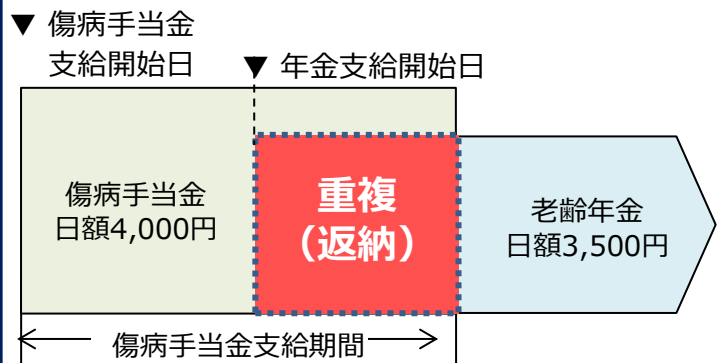


年金額が傷病手当金の額を上回るときは、重複期間分について、傷病手当金の全額返納が必要です。

老齢年金の額が傷病手当金より低いとき

例) 老齢年金年額126万円（日額3,500円）、
傷病手当金（日額4,000円）の場合

⇒重複分について一日当たり3,500円を返納



年金額が傷病手当金の額を下回るときは、重複期間分について、傷病手当金の一部返納が必要です。

後日、協会けんぽからご本人様あてに納付書を送付しますので、納付書がお手元に届きましたら、記載の納付期限までに納付をお願いします。

ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

障害厚生年金・障害手当金を受給される方へ

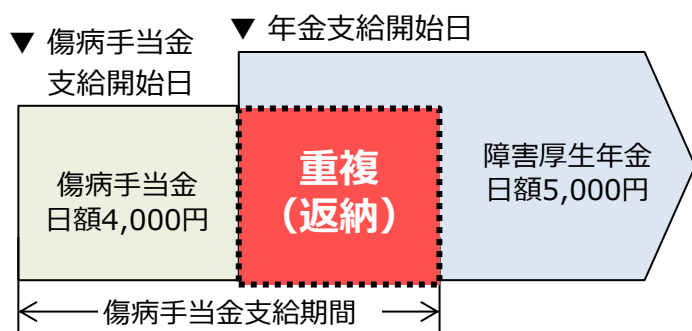
障害厚生年金の受給に伴う 傷病手当金の返納について

同一の傷病で同じ期間に傷病手当金と障害厚生年金・障害手当金を受給する場合は、すでに受給した傷病手当金の全額または一部を返納していただくことになります。

障害厚生年金の額が傷病手当金より高いとき

例) 障害厚生年金年額180万円 (日額5,000円)、
傷病手当金 (日額4,000円) の場合

⇒重複分について一日当たり4,000円を返納

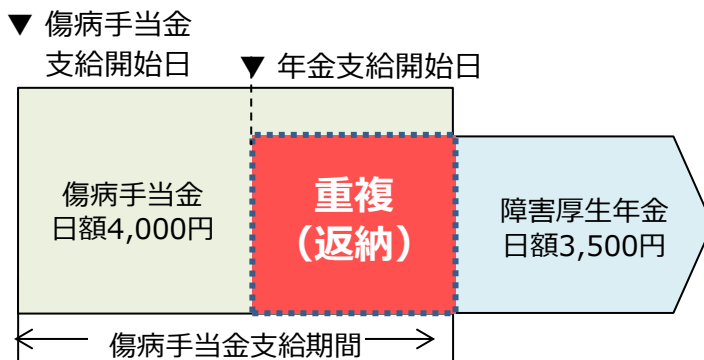


年金額が傷病手当金の額を上回るときは、重複期間分について、傷病手当金の全額返納が必要です。

障害厚生年金の額が傷病手当金より低いとき

例) 障害厚生年金年額126万円 (日額3,500円)、
傷病手当金 (日額4,000円) の場合

⇒重複分について一日当たり3,500円を返納



年金額が傷病手当金の額を下回るときは、重複期間分について、傷病手当金の一部返納が必要です。

後日、協会けんぽからご本人様あてに納付書を送付しますので、納付書がお手元に届きましたら、記載の納付期限までに納付をお願いします。

ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ 静岡支部 業務グループ

TEL : 054-275-6601

(自動音声案内 2番→1番)